

境港市定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

この案内は、令和6年中に境港市に転入された方にお送りしています。転入された方は、令和6年度個人住民税の情報が境港市にありませんが、給付要件を個別に確認した結果、令和7年度に実施する補足給付金(不足額給付)の対象者に該当する場合があります。

申請書の「本様式での申請が必要な方」をご確認いただき、該当すると思われる方は、同封の申請書をご提出ください。

■給付金の支給手続きについて

・給付金を受給するためには、同封の申請書の内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送又は窓口へ提出してください。

・提出期限 令和7年9月30日(火) 必着

・提出があったものから順次審査を行い、支給対象となる方へ確認書を、支給要件に該当しなかった方には却下通知を送付します。

定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書の確認及び記入について

定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書(表面)

内容を確認のうえ、チェックをしてください。

境港市長 様

下記の【誓約・同意事項】をすべて確認しチェックしました。すべての内容に誓約・同意の上、申請します。

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、境港市において支給要件に該当するか審査を行います。
審査の結果、給付金の支給対象となる方へは確認書を、支給要件に該当しなかった方には却下通知を記入いただいた現住所に送付します。
給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

●令和6年1月2日以前に他の市区町村や海外から境港市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
・令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が、令和5年所得より小さかった方)
・令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い境港市において算定した支給額が支給されます。境港市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 定額減税補足給付金(調整給付)の額

② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、境港市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

⑤ 裏面「提出書類」②を提出できない場合は、市が入手できる令和6年度個人住民税情報をもとに推計した定額減税補足給付金(不足額給付)を算定することに同意します。

裏面も必ずご確認ください

裏面も必ずご確認ください

定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（裏面）

受給対象者本人に関する事項を全項目漏れなく記入してください。
※代理人による代筆可

代理人が手続きをする場合は、代理人に関する事項を全項目漏れなく記入してください。

提出書類がすべてそろっていることを確認し、チェックしてください。

申請書の記載内容に相違がないか確認のうえ必ず署名をお願いします。
代理人が手続きをする場合は、代理人が署名してください。

申請者

(フリガナ)		性別	生年月日	現住所
氏名				
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)		本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名					
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()	
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金（不足額給付）申請書の提出を委任します。						本人氏名 署名 (印)

「本人氏名」欄は、受給対象者本人が自筆及び押印してください。

提出書類

- ☐ ①『定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』（本書類）
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 誓約・同意事項（表面下段）
☐ 申請者（または代理人）の氏名など（裏面上部）
☐ 署名（裏面下部）
- ☐ ②『定額減税補足給付金の支給確認書、支給決定通知書などの写し（コピー）』
※ 令和6年に給付された定額減税補足給付金（調整給付）の額がわかる資料をご用意ください。
- ☐ ③『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』
- ☐ ④『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』
※ 給付額算出に必要な令和6年分所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ ⑤『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
※ 申請者の運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書等の送付ができません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

・「本人確認書類等貼付用紙」に本人確認書類の写し（コピー）を添付してください。

代理人が手続きを行う場合は、対象者本人と代理人双方の本人確認書類の写し（コピー）とともに対象者本人と代理人の関係がわかる書類（以下のア～ウのいずれか）を添付してください。

ア. 同一世帯の人：添付は不要です。（境港市内に在住の方）

イ. 法定代理人：登記事項証明書、裁判所が決定した旨がわかる書類等

ウ. その他：本人との関係がわかる戸籍謄抄本等

〈問い合わせ・提出先〉

定額減税補足給付金担当（本庁1階 税務課）

受付時間：平日 午前8：30～午後5：15

電話：0859-47-1125

※10月31日（金）まで

境港市税務課市民税係

電話：0859-47-1017